

保険金のお支払内容

<golfer>保険プラン

※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>傷害保険金</p> <p>死亡保険金★傷害総合保険普通保険約款</p>	<p>保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p>	<p>死亡・後遺障害保険金額の全額</p> <p>（注1）死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。</p> <p>（注2）既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※</p> <p>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ</p> <p>●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ</p> <p>●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ</p> <p>●妊娠、出産、早産または流産によるケガ</p> <p>●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ</p> <p>●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ</p> <p>●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※</p> <p>●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ</p> <p>●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガなど</p> <p>（注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p> <p><家族特約（夫婦用）をセットする場合></p> <p>上記に追加される事由</p> <p>●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ</p> <p>上記から除外される事由</p> <p>●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ</p>
<p>後遺障害保険金★傷害総合保険普通保険約款</p>	<p>保険期間中の事故※によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合</p>	<p>死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合（4%～100%）</p> <p>（注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>（注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>（注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。</p> <p>（注4）既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<p>（死亡保険金と同じ）</p>
<p>入院保険金★傷害総合保険普通保険約款☆入院保険金、手術保険金および通院保険金支払対象期間短縮特約セット</p>	<p>保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合</p>	<p>入院保険金日額×入院の日数</p> <p>（注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院※に対しては入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院の日数は180日が限度となります。</p> <p>（注2）入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	<p>（死亡保険金と同じ）</p>
<p>手術保険金★傷害総合保険普通保険約款☆入院保険金、手術保険金および通院保険金支払対象期間短縮特約セット</p>	<p>保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術※を受けられた場合</p>	<p>①入院※中に受けた手術※の場合 入院保険金日額×10</p> <p>②①以外の手術の場合 入院保険金日額×5</p>	<p>（死亡保険金と同じ）</p>

(注) 1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

<p>日常生活賠償保険金★個人賠償責任補償特約</p>	<p>保険期間中の次のア. またはイ. の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>ア. 本人の居住の用に供される住宅（＊１）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故（＊１）敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>（注）被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、本人が未成年者もしくは責任無能力者である場合または配偶者、同居の親族、別居の未婚の子が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって本人または責任無能力者を監督する方（本人または責任無能力者の６親等内の血族、配偶者および３親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の６親等内の血族および３親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額＋判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金－被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合は、その価額－免責金額※（０円）</p> <p>（注１）１回の事故につき、個人賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>（注２）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>（注３）上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>（注４）日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>（注５）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 <p>●心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等※の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p>など</p>
<p>携行品損害保険金★携行品損害補償特約セット</p>	<p>保険期間中の偶然な事故（盗難・破損・火災など）により、携行品（＊）に損害が発生した場合 （＊）「携行品」とは、被保険者が住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。</p>	<p>損害の額－免責金額※（１回の事故につき３、０００円）</p> <p>（注１）損害の額は、保険価額※によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落（格落損）は含みません。この場合においても、修繕費が保険価額を超えるときは、保険価額を損害の額とします。</p> <p>（注２）損害の額は、１個、１組または１対のものについて１０万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については１回の事故につき５万円が限度となります。</p> <p>（注３）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。</p> <p>（注４）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と生計を共にする親族※の故意による損害 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使（差し押え・没収・破壊等）による損害 ●携行品の自然の消耗、性質によるさび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 <p>●すり傷、かき傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって、携行品が有する機能に支障をきたさない損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 <ul style="list-style-type: none"> ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 <p>など</p>

<p>ホールインワン・アルバトロス費用保険金★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約</p>	<p>日本国内のゴルフ場※において被保険者が達成した次のホールインワン※またはアルバトロス※について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。</p> <p>①次のアおよびイの両方が目撃※したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>ア. 同伴競技者※</p> <p>イ. 同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ※等。具体的には次の方をいいます。）</p> <p>同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店の運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者など</p> <p>（注）原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に代えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>②達成証明資料（*1）によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス。</p> <p>なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に（公式競技の場合は同伴競技者は不要です。）プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書（*2）により証明できるものに限ります。 <p>（*1）「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。</p> <p>（*2）「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> （a）同伴競技者 （b）同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です。） （c）ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 <p>（注）この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。</p>	<p>次の費用のうち実際に支出した額</p> <p>ア. 贈呈用記念品購入費用（*1）</p> <p>イ. 祝賀会に要する費用（*2）</p> <p>ウ. ゴルフ場※に対する記念植樹費用</p> <p>エ. 同伴キャディ※に対する祝儀</p> <p>オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護（*3）またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン※またはアルバトロス※を記念して作成するモニュメント等の費用（ただし、保険金額の10%が限度となります。）</p> <p>（*1）贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。</p> <p>（*2）祝賀会に要する費用は、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日から3か月以内に開催された費用をいいます。ただし、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合で、被保険者がゴルフ競技を行う時期を当会社に告げ、当社がこれを認めるときは、達成した日から1年以内のゴルフ競技に要する費用を含めることができます。</p> <p>（*3）自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。</p> <p>（注1）保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。</p> <p>（注2）ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数（引受保険会社、他の保険会社を問いません。）ご加入の場合で支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。</p> <p>（注3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> <p>（注4）保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●日本国外で達成したホールインワン※またはアルバトロス※ ●ゴルフ場※の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人（*）が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロスなど <p>（*）「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。</p>
---	---	---	---

【特約のご説明】	
<p>セットする特約</p> <p>条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 （自動セット）</p>	<p>特約の説明</p> <p>保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。</p>
<p>家族ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（夫婦用） 家族特約（夫婦用）</p>	<p>ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における被保険者は、本人およびその配偶者※とします。 被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。</p>

<p>補償対象外となる運動等</p> <p>山岳登山（＊１）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（＊２）操縦（＊３）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（＊４）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動（＊１）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。</p> <p>（＊２）グライダーおよび飛行船は含みません。</p> <p>（＊３）職務として操縦する場合は含みません。</p> <p>（＊４）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p>
<p>補償対象外となる職業</p> <p>オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフェリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業</p>
<p>補償対象外となる主な「携行品」</p> <p>船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具（釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。）、稿本（本などの原稿）・設計書・図案・証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）・帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・き章・免許状その他これらに類する物（印章は補償の対象となります。）、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データなど</p>

<p>【※印の用語のご説明】</p> <p>用語のご説明</p> <p>●「アルパトロス」とは、ホールインワン※以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。</p> <p>●「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>●「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。</p> <p>●「競技等」とは、競技、競争、興行（＊）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。（＊）いずれもそのための練習を含みます。</p> <p>●「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。</p> <p>●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。</p> <p>「急激」とは、突発的に発生することをいいます。ケガの原因としての事故が緩慢に発生するのではなく、原因となった「事故」からの結果としてのケガまでの過程が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。</p> <p>「偶然」とは、予知されない出来事をいいます。傷害保険という偶然とは、「事故の発生が偶然であるか」、「結果の発生が偶然であるか」、「原因、結果とも偶然であるか」のいずれかであることを必要とします。</p> <p>「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。</p> <p>「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（＊）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。</p> <p>①細菌性食中毒</p> <p>②ウイルス性食中毒</p> <p>（＊）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。</p>
<p>●「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。</p> <p>●「ゴルフ場」とは、ホールインワン・アルパトロス費用補償特約においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。</p> <p>●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。</p> <p>●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。</p> <p>●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（＊1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。</p> <p>②先進医療※に該当する診療行為（＊2）</p> <p>（＊1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。</p> <p>（＊2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p>
<p>●「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。</p> <p>●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。</p> <p>●「先進医療」とは、手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。</p>
<p>●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。</p> <p>●「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。</p> <p>●「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン※またはアルパトロス※を達成したゴルフ場※に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルパトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。</p> <p>●「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン※またはアルパトロス※を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。</p> <p>●「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。</p> <p>●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方を含みます。</p> <p>●「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。</p> <p>●「保険価額」とは、損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。</p> <p>●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。</p> <p>●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>●「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。</p>